附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和元年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　自動車検査登録印紙の売りさばきに関する省令第十六条の規定による印紙の買戻し請求があった場合において、残存する印紙の種類ごとの数量が、この省令の施行後に買い受けたそれぞれの数量を超えるときは、その超える部分の印紙の買戻しについては、この省令による改正後の自動車検査登録印紙の売りさばきに関する省令第十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。